

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

經濟論叢 每月一日發行  
 第四十八卷第六號 昭和十四年六月一日發行  
 大正十四年六月二十一日第三號郵政特許認可

第十四卷(第六號)

昭和十四年六月

論叢	貨幣の中立性について……………文學博士 高田保馬
	現金通貨、預金通貨及び潜在通貨……………經濟學博士 小島昌太郎
時論	戰時貿易の構成變化……………經濟學博士 谷口吉彦
研究	貯蓄投資と時間要素……………經濟學士 一谷藤一郎
	カルブンの秩序と職業……………經濟學士 澤崎堅造
	<small>隆家時代に於ける</small> 支那研究とその現代的意義……………經濟學士 島恭彦
說苑	幕末の出貿易論……………經濟學博士 本庄榮治郎
附錄	彙報
	外國雜誌論題
	本誌第四十八卷總目錄

(禁 轉 載)

## 説苑

### 幕末の出貿易論

本庄榮治郎

鎖國を以て原則とせし江戸時代に於て外國貿易の必要を説き、殊に積極的に輸出貿易に従事すべきことを論じた本多利明の卓見は今更説くまでもないが、嘉永

六年ペリー來航以後、開國の問題が焦眉の急に迫れる實際問題として採り上げられ、貿易を許容するの説が多くあらはれたが、更に進んで積極的に出貿易を行ふべしとの意見もまた少からず存した。この點については私は既に本誌第四十七卷六號所載の「幕末の出貿易」に於て嘉永六年八月二十九日の彦根藩の上書を説き、降つて安政年間について同三年八月四日の老中達、八月十五日の在府浦賀奉行同箱館奉行上申書、四年三月

の海防掛の大目付目付上申書、ハリスの所謂重大事件申出に對する福井藩・徳島藩・鹿兒島藩の意見、老中堀田正睦の意見等を掲げ、更に萬延元年三月以降の外國掛大目付・目付・勘定奉行及勘定吟味役・外國奉行・町奉行等の支那への出貿易に關する賛成意見を簡単に紹介し、且佐久間象山の上書にも出貿易の利益を説ける條あることを附言してをいた。本稿には以上の外の出貿易論の二三を紹介して前稿の補論としたいと思ふ。

## 二

嘉永六年七月幕府は米國の國書を示して之に對する各方面の意見を求めたが、幕臣方面に於ても積極的出貿易の意見を述べた者がある。その一は小普請組勝麟太郎である。その上書を見るに、先づ海國兵備の要は軍艦製造に在りとし、それ等の費用は外國より得る所を以て、即ち交易の利潤を以て之に充當すべきことを論じ、かくて大船堅艦出來の上は出貿易に従事すべきであるとしてゐる。即ち曰く

「堅船出來仕ハ、直に御法を被定、先清國魯西亞之邊境并朝鮮に此方より雜穀雜貨を以て有益之品と交易盛に仕儀に御座ハ。如斯此方より出張仕、彼方參リ儀を止めハは、國財を失ハ事少ク尤有益之儀と奉存ハ。初之程航海不練熟之内は洋中にて海賊并外國船の爲に被相追、又は時宜によりハは、被打沈も可仕得共、元來智勇万邦に勝レハ日本に御座ハ間、右にて却て進退の駆引并船軍等も實地を以て暫時に自得發明仕可申と奉存ハ」云々

又曰く

「交易を許し軍艦製造致し、此方よりも彼國へ乘入交易を致シ以て、先方より此方へ參リ爲申間敷様取計候」云々

即ち我より外國に交易して、彼れよりの來航を拒絶すべしとしてゐるが、これが軍備の充實と關連して説かれてゐることは勿論である。

次に同じく小普請組向山源太夫は嘉永六年七月の上書に於て米國々書に對する寛猛兩様即ち和戰兩方面の方策を論じてゐるが、彼の眞意は寧ろ開國論にあつたものゝ如く、その交易策の論議に於て通交互市は祖法に背かずとし、長崎貿易の法を用ゐず、幕府自ら貿易するの法を立つべきことを説き、外人は交易の利を以

て國を立てゝゐる。交易の利は國土の攻略よりも大であり、互市を措いて富國強兵の策なしとしてゐるが、彼も亦出貿易のことに論及してゐる。即ち曰く

「萬國と交易さへ致シ得ハ金銀百貨は自在に成候事に候。諸此方かも航海して通商を遂られハは、何品を被遣ハても苦しかるましく得共、此儀は別て大業にて昨今の論には難行届」云々

とし、彼方より來り交易する場合は米穀の外は何品を渡すも差支なしとまで論じてゐる。また

「從來御武備十分に相整ハは、此方ハ航海通販も可被遂、御便(使か)に被差遣ハ義も自在にて末々遠大之御略圖にも思召之儘に可有之」

といひ、出貿易が將來の國際關係の發展に資する所以なることを説いた。

更に幕府儒者古賀謹一郎は、米國より國書の返答を受取りに來らざるうちに此方より返事を與へ『至願の趣、新政事故各國に告げ篤と吟味の上ならでは挨拶に難及、何れ年數可相立間控居候様申遣し、此方十分整にて大船二艘を以、諸蕃へ此方より渡海交易致し、時務に隨ひ國益を得候位に御國威を可示候』といひ、出買

1) 大日本古文書幕末外國關係文書之一、732頁  
2) 嘉永明治年間錄卷二、36枚裏  
3) 大日本古文書前掲書712、724頁  
4) 同上卷三、606頁。嘉永明治年間錄卷二、35枚裏

易を認めてゐる。

次に幕臣(?) 山本元七郎の同年七八月頃の上書には交易を勧むる彼の言に理ありとし、米國に答ふる案としては我國は外國貿易を行はずとも事缺くわけではないが、交易を許す場合は「渡海の船を待つのみにては無詮事、此所よりも時に渡海致し相互に往來すべし」と論じてゐるが、然し

『日本は大洋へ渡るべき船なく、貴國は船の上では日本の及はぬ所なれば、今貴國の用る所の火輪船軍船のみ四艘も交易の手に始に申請度、其代りには此に有品は申旨に任せ相送るべく、左すれば速に交易許容致可申と先難題被仰遣、異人申旨に隨ひ候て船へ差越ひ得へ能々異人に立交り乘ならひ置、其上彼國へ往來し、土地人民の風をも能々見糺し置いへバ向後被談争戦之砌、一助にも可相成、又火輪船は異國にも數多く無之品故、差送兼い趣申ひ得は、然は此國にても大洋を渡すへき船の出来る迄は通商の義は不相成、夫迄二三年の間相待可申、此方船にても用意相調ひ上、是より沙汰に及へく旨被仰遣い、其内に此方にても軍艦蒸氣船等之類數多く拵置、(中略)其上にて誠に止事を得ざる時は五ヶ年成とも通商御差許し御試有へし、彌々此國の不爲にも候は、其時斷候も安く』<sup>5)</sup>云々

とあつて、出貿易論は一種の方便に使はれてゐる感があり、出貿易の必要が痛切に考へられてゐないかの如くであるが、とにかく出貿易に觸れてゐることは、彼よりの來航を待ちて後貿易する考即ち居貿易論よりは一步進んでゐることは之を認めざるを得ない。

同年八月二十九日の彦根藩主井伊直弼の上書は朱印船の復興を説き、我より機先を制して出貿易に従事すべきことを説いたのであるが、<sup>6)</sup>これについては既に述べた所であるから今は省略する。

### 三

安政四年十月ハリスが所謂重大事件の陳述をなすや之が賛否の意見と共に出貿易に關する意見が多く幕府有司の間に行はれたが、之については既に述べた所であるから今は省略に附し、茲には萬延文久頃における出貿易に關する意見の一二を紹介しやう。

横井小楠は萬延元年「國是三論」を草しその中の一論たる「富國論」には開國交易の必要を論じてゐるが、更に進んで慶應三年の松平春嶽への建言に於て、交易に

5) 大日本古文書前掲卷一、772—3頁

6) 同上卷二、257頁

よつて我國が大利を得る者なきは『我より外國に乗り出さざるの大弊』なりとし、出貿易の必要と、海外へ商館を建て内地に商社を設くべきことを説いた。この點については既に本誌第四十八卷三號「横井小楠の經濟思想」に於て之を論じた處であるから、それを参照されたい。

佐久間象山も横井小楠と同じく始めは攘夷論を唱へ後に開國論に轉じた者であるが、文久二年九月の上書に於て、西洋諸國が貿易の利を以て國本となせるを説きたる後

『依て愚意奉存候には是迄の御會計に被爲立置、別に専ら西洋の貿易理財の術御取用ひ、御老中様の御内にて其御掛り被爲定、公儀御船を以て其御定額をも被爲立、不斷御國を始め五世界を往來して彼民と貿易し、其御出方を以て防海の入費外蕃御接待の御用途に被爲充度儀と奉存候』

といひ、軍備海防等外國事件のため増大せし經費は外國より得たる利益を以て之に充つべきものとし、遊民をして工職に就かしめ、力學・器學を興し工作場を開き、物産の學を明かにして遺財を收め、その貨物と共に

船に積みて『五世界に御通商御座候はゞ莫大の御利分にて、防海其外の御用途に随分御餘計可有御座、其餘計を以て益々御國力を被爲振候様被爲勉候はゞ上様思召通り五世界第一等の御強國と相成候はん事、年を數へて可奉待儀と奉存候』と斷じてゐる。

(註)「日本經濟叢書」第三十二卷、近世社會經濟學說大系「佐久間象山集」等にこの上書を嘉永三年とせるは文久二年の誤である。それは文中に文久二年閏八月の參觀交代制度改正のことを論ぜるによつても明かであり、且上書の初に記されてゐる壬戌は文久二年であつて、嘉永三年ならば庚戌であるからである。昭和九年十月刊行「象山全集」第二卷には文久二年九月の上書として之を収録してゐる。

猶茲に附言すべきことは、文久元年千穂・岩倉兩少將が勅旨を奉じて江戸に降り、久世・安藤兩老中に會見せし際の問答であるが、それは兩少將からの『交易以來何等か國益となりたることありや、又は物價騰貴のみなりや、得失如何』との問に對して、兩老中よりは『從來の姿にては國益となること少きやうに聞ゆれども、西洋各國へ航海を許し、我より進んで多數の船

7) 横井小楠下卷、29、95頁  
8) 日本經濟叢書第三卷507-508頁

船を渡航せしめなば國益を生ずべきは必定なるのみならず、外國の事情をも知悉することを得て裨益する所尠からざるべし』と答へたといふことであるが、之は幕府に於て既に出貿易の必要を認めてゐたことを示すものといふことが出来る。

## 四

以上幕末出貿易に關する意見を述べたが、當時に於ては開國貿易が、既に進歩的の見解であり、それよりも更に進んだ出貿易の意見が重要な意義を有するとはいふ迄もない。而してそれ等の意見が(一)ペリー來航、ハリスの重大事件陳述といふ如き事件を契機として論ぜられたもの特に多きこと(二)學者の議論が大體に於て抽象的的一般の出貿易論であるに對して、幕府有司の意見が支那への出貿易といふ如き具體的特定的出貿易論に發展して來たこと。このことは本稿には述べなかつたが、前稿に述べた幕府有司の諸意見を通觀するに、何れも香港・上海等へ商船を派遣すべしとし、箱館奉行の如きは黒龍江貿易をも上申してゐる有様で

あり、支那への出貿易を以て『時勢至當の儀』なりとしてゐる。勿論貿易の發展のみならず、之によつて軍備の充實即ち海軍の擴充に資せんとする考もあつたことは前述の如くである。(三)其後文久元年乃至三年に於て黒龍江貿易及上海貿易が箱館奉行又は幕府の手によつて實現したことは思想と事實との關聯を示すものとしても、また貿易自體の發展より見ても注意すべきことであらう。